野澤組規程第二十九号

プライバシーポリシーの一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年十月二十七日

野澤組　代表　野澤

プライバシーポリシーの一部を改正する規程

プライバシーポリシー（令和五年野澤組規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項に一号を加え、第八章の次に一章を加え、第二十五条とする。

附　則

このポリシーは、令和八年十月二十九日正午（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨

EdgeWorks において、ユーザーがそのゲームサーバーに接続しようとする者について参加を認める前に行う確認（参加前の確認）を広げることとし、第八章の次に一章を加えて、その取扱いを定めた。参加前の確認のうち、利用の停止の照合、端末の照合、接続の経路の確認並びに Steam のアカウントの作成日及び Discord のサーバーへの参加の確認は、ユーザーがこれを有効にした場合に限り行う。ユーザーが利用を停止したときは、その者の識別子（発信元を除く。）及び端末のトークンを、値そのものではなく鍵を用いた要約に変換して利用の停止の記録に結び付け、当該ユーザーの範囲の有効な利用の停止の記録とだけ照らし合わせ、解除したときに消去する。接続の経路の確認のため、第十七条第四項に第四号を加え、発信元を第三者に送信せず、野澤組が公開の一覧を取得して自らの設備の中で照らし合わせる場合を、発信元についての照合を行わない旨の定めの例外とした。Steam 及び Discord への問い合わせはユーザーのゲームサーバーがユーザー自身の認証の情報により行い、野澤組は認証の情報を保有せず、Valve Corporation 及び Discord Inc. に情報を送信しない。参加前の確認のために受領した情報は、当該ユーザーのゲームサーバーの保護以外の目的に用いない。